官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一六）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四九）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七五、六八〇）　二
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六七六）　二
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同六七七、六七八）　二
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同六七九）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一八一～一八三）　三
○道路に関する件（四国地方整備局四九）　三
〔国会事項〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕　三
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　三
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　三
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　三
気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）　三
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（北海道運輸局、九州同）　三
登録特定操縦免許講習機関の登録事項の変更に関する公示（九州運輸局）　三
国家試験
令和八年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　三
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配九四）　三
〔公　告〕　三
諸事項
官庁　三
特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

その他告示

○総務省告示第二百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日　総務大臣　林　芳正

一　名称　令和八年度比国における米比海兵隊等との実動訓練（カマンダグ26）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年六月九日から令和八年七月三日まで
三　派遣人数（概数）　百十人程度
四　派遣地域　フィリピン共和国

○法務省告示第四十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月九日　法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　山田　英夫

○国土交通省告示第六百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
三重県熊野市五郷町寺谷の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を平成二十九年国土交通省告示第九百十九号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第十号で指定した桑谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°58′33.3646″	136°03′33.5059″
2	33°58′33.4317″	136°03′33.5172″
3	33°58′33.0902″	136°03′36.7964″
4	33°58′34.3820″	136°03′38.4886″
5	33°58′34.7628″	136°03′41.2200″
6	33°58′37.1050″	136°03′44.9666″
7	33°58′36.6964″	136°03′47.5155″
8	33°58′37.7492″	136°03′48.3789″
9	33°58′36.5226″	136°03′50.4091″
10	33°58′34.4321″	136°03′48.5132″
11	33°58′34.7866″	136°03′46.0321″
12	33°58′32.9170″	136°03′42.9221″
13	33°58′32.6720″	136°03′39.9372″
14	33°58′30.6787″	136°03′37.4699″
15	33°58′30.7539″	136°03′34.9210″
16	33°58′31.4142″	136°03′33.9873″
17	33°58′31.9251″	136°03′33.2648″

○国土交通省告示第六百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年六月九日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　太田
二　砂防法第二条の土地の表示
　令和二年国土交通省告示第五百四十三号で指定した同号二に掲げる土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°01′06.7391″	136°15′03.9885″
2	34°01′07.1017″	136°15′04.3729″
3	34°01′07.0646″	136°15′04.3830″
4	34°01′07.0446″	136°15′04.4113″
5	34°01′06.9686″	136°15′04.3393″
6	34°01′06.9346″	136°15′04.3194″
7	34°01′06.9256″	136°15′04.3172″
8	34°01′06.9088″	136°15′04.2719″
9	34°01′06.8104″	136°15′04.1757″
10	34°01′06.7397″	136°15′04.0837″
11	34°01′06.7522″	136°15′04.0658″

○国土交通省告示第六百七十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年九月二十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2328	トヨタ　ＹＤ　フォーク・リフト Ｎ－128ＦＤ Ｌ25	フォーク・リフト	ヤンマーホールディングス　Ｖ　2403	2.434	株式会社豊田自動織機　愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
特2329	トヨタ　ＹＤ Ｎ－128ＦＤ Ｌ30	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第六百七十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年十月一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3684	三菱　ＧＴ25 Ｊ	農耕トラクタ	三菱　Ｓ３Ｌ２	1.318	三菱マヒンドラ農機株式会社　島根県松江市東出雲町揖屋667番地１

○国土交通省告示第六百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　縦覧開始の日　令和八年六月十日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　堺市堺区三宝町四丁２７４番地２　独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部堺都市再生事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　野増地区第二沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都大島町野増
　字ワダ　一七二番　一号から三号まで
　　一七三番　四号及び五号
　字ツド　一七五番　六号及び七号
　　一八六番　八号
　　一八八番　九号
　　一八七番　十号及び十一号
　　一九三番　十二号
　字山川　二六七番　十三号から十五号まで
　　二六七番地先水路敷　十六号
　字ヲワナ　二五九番　十七号から十九号まで
　　二五八番三　二十号
　　二五七番六　二十一号及び二十二号
　　二五七番五　二十三号
　　二五六番七　二十四号
　　二五六番一　二十五号から二十九号まで

○関東地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市島名字榎内二六七八番一七地先から同市平字平下二四九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十日

○関東地方整備局告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百六十八号
㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
つくば市島名字榎内二六七八番二一から同市平字平下二四九番まで	○・○～一八・六メートル	一・四五五キロメートル

㈣　指定する期日　令和八年六月九日

○関東地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十八号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・二五～一九・五二　メートル　〇〇・三一七　キロメートル
後　一四・八四～一九・六一　〇〇・三一七
(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十五号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　二四・二四～二九・三一　メートル　〇〇・〇〇四　キロメートル
後　二四・一三～二六・六五　〇〇・〇〇四
(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

六月五日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）
令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

議案提出

六月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝外八名提出）

議案通知書受領

六月五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）
令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

質問書提出

六月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問主意書（早稲田ゆき提出）
留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問主意書（早稲田ゆき提出）

報告書及び文書受領

六月五日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
森林・林業基本法第十一条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく森林・林業基本計画の変更の報告
水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度水産の動向」に関する報告
水産基本法第十条第二項の規定に基づく「令和八年度水産施策」についての文書
環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度環境の状況」に関する報告
環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度環境の保全に関する施策」についての文書
循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度循環型社会の形成の状況」に関する報告
循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和八年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書
生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度生物の多様性の状況」に関する報告
生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「令和八年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書
又同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長永野厚郎から、次の報告書を受領した。
公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和七年度公害等調整委員会年次報告書
又同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長山中伸介から、次の報告書を受領した。
原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和七年度原子力規制委員会年次報告書

参議院

議事日程　第十九号

令和八年六月五日（金曜日）
午後六時　本会議

第一　令和八年度一般会計補正予算（第1号）
第二　令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

議決通知

六月五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）
令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

答弁書受領

六月五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員北村晴男提出福岡県議会の海外視察に関する質問に対する答弁書（第五一号）

報告書提出

六月五日委員長から次の報告書を提出した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）及び令和八年度特別会計補正予算（特第1号）審査報告書

予算送付及び通知

六月五日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）
令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

報告書及び文書受領

六月五日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。
また、同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和七年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。
また、同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度水産施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣を経由して原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和七年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

官庁報告

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月三日午前九時二十六分御出門、世界島嶼国海洋会議に御臨席のため、ホテルニューオータニ（千代田区）へ行幸、同十一時二十六分還幸になった。

一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年６月９日

気象庁長官　野村　竜一

一　修正の目的
令和８年５月に運用開始した新たな防災気象情報に係る事項を反映する目的で、所要の修正を行った。
二　修正年月日　令和８年５月29日
三　修正の要旨
避難の判断をしやすくするため、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等について、避難情報の５段階の警戒レベルに対応させる改善を実施したことを踏まえて、記述の修正を行った。

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道小樽水産高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）亀山　喜明
（変更後）黒島　裕司
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）山本　十三
（変更後）柴田耕一郎
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年６月９日

気象庁長官　野村　竜一

一　修正の目的
令和８年５月に運用開始した新たな防災気象情報に係る事項を反映する目的で、所要の修正を行った。
二　修正年月日　令和８年５月29日
三　修正の要旨
避難の判断をしやすくするため、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等について、避難情報の５段階の警戒レベルに対応させる改善を実施したことを踏まえて、記述の修正を行った。

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道小樽水産高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）亀山　喜明
（変更後）黒島　裕司
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）山本　十三
（変更後）柴田耕一郎
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道函館水産高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）黒島　裕司
（変更後）黄田　直樹
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日　九州運輸局長　日向　弘基

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター
(二)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）
株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社日本海洋資格センター　北海道事務所
北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階

登録特定操縦免許講習機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録特定操縦免許講習機関に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日　九州運輸局長　日向　弘基

(一)　登録特定操縦免許講習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター
(二)　登録特定操縦免許講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社日本海洋資格センター　北海道事務所
北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
（変更後）
株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社日本海洋資格センター　北海道事務所
北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階

国家試験

令和８年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

令和８年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年６月９日　環境大臣　石原　宏高

1　令和８年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　令和８年11月８日（日曜日）

2　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

3　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請は、インターネットによる受験申請書の提出又は書面による受験申請書の提出（郵送による受付）のいずれかの方法により、次のとおり受け付ける。

（受付期間）
令和８年７月１日（水曜日）から同年８月６日（木曜日）まで
（提出方法）
イ．インターネットによる受験申請書の提出
土壌汚染調査技術管理者申請サイトから、受験申請サイトにアクセスして受験申請書の提出を行うこと。
ロ．書面による受験申請書の提出
土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（日本郵便株式会社春日部郵便局郵便私書箱第５号、電話番号048（731）3232）に、簡易書留扱いにより郵送すること。（令和８年８月６日（木曜日）までの消印のあるものに限る。）

4　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、令和８年６月９日（火曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月９日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年５月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社セキホーム福島　木目沢善喜　福島県福島市八木田字神明49番地の２　国土交通大臣許可（般―03）第17135号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０２２号
東京都千代田区麹町三丁目３番地ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社ナイルワークス
代表清算人　足立　学
１　決定年月日　令和８年５月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第５号
宮崎県都城市鷹尾三丁目４街区６号
清算株式会社　株式会社東京物流商事
代表清算人　大浦　元義
１　決定年月日　令和８年５月２５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

令和８年（ヒ）第６号
宮崎県都城市庄内町１２５５５番地３
清算株式会社　株式会社関西総合食品
代表清算人　大浦　元義
１　決定年月日　令和８年５月２５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算終結

令和8年（ヒ）第1号

徳島県徳島市佐古三番町５番８号
清算株式会社　株式会社ｓｏｒａ
１　決定年月日　　令和８年５月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第４号

長崎県佐世保市木原町1897番地１
清算株式会社　株式会社日本窯業工芸
代表清算人　横石　次郎
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所佐世保支部

令和７年（ヒ）第２０６１号

東京都港区六本木三丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ－ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
１　決定年月日　令和８年５月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００６号

福岡市博多区浦田一丁目１番１号
清算株式会社　エージェイ物産株式会社
代表清算人　　坂本眞一
１　決定年月日　令和８年５月２５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者坂本隆及び同ブルーウェーブやまぐち合同会社を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、下記の金員を弁済する。
記
(1)　協定債権者　株式会社山口銀行　8,980,300円
(2)　協定債権者　西中国信用金庫　750,085円
(3)　協定債権者　株式会社日本政策金融公庫　667,579円
(4)　協定債権者　東京信用保証協会　307,251円
(5)　協定債権者　山口県信用保証協会　4,272,073円
２　本件各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　協定債権者坂本隆及び同ブルーウェーブやまぐち合同会社は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙弁済基準額欄記載の金額の割合に応じて弁済する。この場合、本件各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３０１２号

大阪府東大阪市水走三丁目９番地30
清算株式会社　山勝運輸株式会社
代表清算人　山本　律子
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月一日
掲載頁　一〇七頁（号外第一二一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月一日
掲載頁　九十七頁（号外第一二一号）
令和八年六月九日
東京都江東区新木場一丁目一八番六号
（甲）株式会社ニッコクトラスト
代表取締役　高杉　篤陽
東京都江東区新木場一丁目一八番六号
（乙）日本国民食株式会社
代表取締役　須田　善晴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十五頁（号外第十一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十五頁（号外第十一号）
令和八年六月九日
東京都品川区西五反田五丁目一七番五号
（甲）長田電機工業株式会社
代表取締役　長田　吉弘
名古屋市緑区大高町字中道一一番地
（乙）長田電機工業株式会社
代表取締役　長田　吉弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業に関して乙が有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済
令和八年六月九日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（甲）インテグラル・グループ株式会社
代表取締役　山本礼二郎
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（乙）インテグラル株式会社
代表取締役　山本礼二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業を含むプライベート・エクイティ投資事業並びにこれに主として付随し又は関連する事業（但し、乙とインテグラル・グループ株式会社との間の令和八年二月十日付吸収分割契約に基づいて乙がインテグラル・グループ株式会社に承継させる自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業を除く。）に関して乙が有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十二頁（号外第八十四号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済
令和八年六月九日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（甲）インテグラル分割準備株式会社
代表取締役　山本礼二郎
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（乙）インテグラル株式会社
代表取締役　山本礼二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシステム開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月九日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月九日
掲載頁　二頁
令和八年六月九日
東京都練馬区練馬一丁目三四番一四号山章興産ビル三〇一号
（甲）株式会社ＢＮＳシステム
代表取締役　高柄　華
東京都千代田区神田多町二丁目八番地一〇
神田グレースビル
（乙）株式会社エイ・シームジャパン
代表取締役　長島　稔

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社律和（住所神奈川県藤沢市羽鳥一丁目一番一〇～二〇七号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第二八六号）

令和八年六月九日

東京都品川区荏原二丁目四番三九号

第一化成工業株式会社

代表取締役　笹内　律恒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｓｍｉｌｅ　Ｎｅｘｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

茨城県筑西市舟生一八七番地二

合同会社ロシャンインターナショナル

代表社員　レカマゲ・ヌワン・アローシャ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

埼玉県川越市旭町一丁目六番地三三

グッドシャインアセット合同会社

代表社員　大澤　良輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＬＯＣＵＳ　ＢＲｉＤＧＥとします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年五月八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

埼玉県北本市中央四丁目一三番地一ファインライフ北本一〇三号室

合同会社ＬＯＣＵＳ　ＢＲｉＤＧＥ

代表社員　黒瀬　啓介

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　九十四頁（号外第七十四号）

令和八年六月九日

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号

貴多株式会社

代表取締役　金丸　武嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

東京都調布市布田一丁目二一番地二号エクセレント調布二〇二

合同会社ＬＩＧ

代表社員　阿部　貴政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

名古屋市名東区一社二丁目一一二番地

合同会社ホッティー

代表社員　堀田　泰宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社テトラとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

名古屋市中区栄一丁目二四番三六号

合名会社片山薬局

社員　片山　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ＬｙｎｋＵｐとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

滋賀県野洲市小篠原二四三九番地

合同会社ＬｙｎｋＵｐ

代表社員　山﨑　祐輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

大阪市東成区東小橋一丁目一八番二〇号四Ｆ

合同会社アイキャン

代表社員　石橋　孝紘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

福岡県北九州市小倉北区片野三丁目四番一号二Ｆ

ガイア合同会社

代表社員　岩崎　孝司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月九日

大阪府箕面市半町二丁目二〇番八号

有限会社愉快企画

取締役　佐藤　武夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

福岡県京都郡みやこ町犀川上伊良原四二〇番地

合同会社伊良原

代表社員　原田　治美

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十六億六千三百十六万七千七百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一一三頁（号外第九十九号）

令和八年六月九日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社オルツ

代表取締役　浅沼　達平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十六億五千六十四万九千八百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月九日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

株式会社ワールド

代表取締役　鈴木　信輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円、資本準備金の額を九千五百万円減少し、それぞれ九千五百万円、九千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://votti.jp/notice/

令和八年六月九日

東京都品川区東五反田二丁目二二番九号

住友不動産大崎ツインビル西館九階

ｖｏｔｔｉａ株式会社

代表取締役　石井　智宏

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年六月九日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

ｗｉｎｇ株式会社

代表取締役　安田　真規

基準日設定につき通知公告

当社は、A種種類株式に係る剰余金の配当を行うため、令和八年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主又はA種種類登録株式質権者をもって、当該配当を受ける権利を行使することができる者と定めましたので、公告いたします。

令和八年六月九日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一六号
都築機工運輸株式会社
代表取締役　都築岳太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式十株を十万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月九日

福岡県春日市須玖北二丁目一二八―一四
ナノアーキア株式会社
代表取締役　宮本　新吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

石川県金沢市御影町二三番一〇号
株式会社金沢環境サービス公社
代表取締役　石井　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

石川県金沢市新保本二丁目六〇七番地
小松ウォールアイティ株式会社
代表取締役　鍛治　渉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

京都市下京区綾小路通東洞院西入竹屋之町二六二番地
アラカワ産業株式会社
代表取締役　荒川　慶一

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年七月一日です。

令和八年六月九日

京都市下京区綾小路通東洞院西入竹屋之町二六二番地
アラカワ産業株式会社
代表取締役　荒川　慶一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月九日

大阪市中央区備後町三丁目三番七号
小泉成器株式会社
代表取締役　橋本　直志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトロシチェフ・アレクセイが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月九日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号シティコート桜丘四〇八
Ｄｉｓｔｒｉｂｕｔｅｄ　Ｌｅｄｇｅｒｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ
日本における代表者　トロシチェフ・アレクセイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/gref2

令和八年六月九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社
内　ＧＲＥＦ　Ｊａｐａｎ２特定目的会社
取締役　上田　新

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月九日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地
株式会社コスモスーツ
代表清算人　弁護士　武村　陽
連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号
弁護士法人けやき法律事務所

訂正公告

令和八年四月十七日（号外第九十一号）掲載の第七期決算公告（枠組）中「（令和７年３月31日現在）」とあるは「（令和７年12月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング七階
アルタードムス・ジャパン株式会社
代表取締役　栗本　佳宜

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一二	一	一～二	第65条の2及び第65条の7第1項	第65条の2及び第65条の7第1項
〃	〃	二	第65条の6	第65条の6
〃	〃	二～三	及び第65条の8	及び第65条の8
五一二	一	一四～一六	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認）、承認証再交付申請書（第15号様式）	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一六～一八	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一八	法第23条第1項法第22条の2第1項	法第23条第1項法第22条の2第1項
〃	〃	二一～二二	締約国資格受有者承認申請書	締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二一～二三	船員条約締約国資格受有者承認申請書	船員条約締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二一	受有締約国資格証明書欄	受有締約国資格証明書欄
〃	〃	二一～二〇	受有船員条約締約国資格証明書欄	受有船員条約締約国資格証明書欄
〃	〃	二〇	締約国資格証明書	締約国資格証明書
〃	〃	一九	船員条約締約国資格証明書	船員条約締約国資格証明書

（原稿誤り）

五ページ二段六行目から一二行目までの各行は、いずれも横書きとする。

五一二	一	一四～一六	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認）、承認証再交付申請書（第15号様式）	締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認登録事項）訂正申請書（承認）、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一六～一八	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）	船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）
〃	〃	一八	法第23条第1項法第22条の2第1項	法第23条第1項法第22条の2第1項
〃	〃	二一～二二	締約国資格受有者承認申請書	締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二一～二三	船員条約締約国資格受有者承認申請書	船員条約締約国資格受有者承認申請書
〃	〃	二一	受有締約国資格証明書欄	受有締約国資格証明書欄
〃	〃	二一～二〇	受有船員条約締約国資格証明書欄	受有船員条約締約国資格証明書欄
〃	〃	二〇～一九	締約国資格証明書	締約国資格証明書
〃	〃	一九	船員条約締約国資格証明書	船員条約締約国資格証明書

五ページ二段終りから一四行目から一行目までの各行は、いずれも横書きとする。

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）国土交通省告示第四百八十四号（昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四〇八	一三	「、第十八条の二十三の二の二第一項」を削る	「第十八条の二十一第十九項各号、第十八条の二十三の二の二第一項」を「第十八条の二十一第二十項各号」に改める。	
四二九	一四	第1項第1号	第1項第1号	